

Ⅱ 農業の振興

1 農業振興の基本方針 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」

札幌市の農業は、明治の開拓初期から今日に至るまで、寒冷地農業の技術拠点として、常に北海道の農業において重要な役割を担ってきました。現在は、大都市の有利性を活かし、野菜や花きなどの集約的な栽培を中心とする農業へと転換を図り、市民に対する新鮮かつ良質な農産物の供給のほか、良好な環境の保全や食に対する学習の場の提供など多面的な機能を担っています。

本市では、平成18年に「さっぽろ都市農業ビジョン」を策定し、「次世代の市民に引き継ぐさっぽろ型農業の確立」を目指して、中核的な農業者の育成や環境保全型農業の実践による新鮮で安全・安心な農産物の提供、幅広い市民を対象とした食農教育に取り組んできました。

しかしながら、策定後10年が経過した今日、農業者の減少や高齢化が深刻さを増す中、国の農政改革などによって農業を取り巻く情勢が大きく変化しています。

そこで、平成25年に策定した札幌市の今後10年間のまちづくりの基本方針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」などの計画を踏まえながら、これからの10年間の札幌の農業を展望し、基本的な方向性を示す計画として平成29年1月に「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」を策定しました。

【基本的な方向】

I 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」の実現

- 地域農業を支えていく中核的な担い手の経営改善や、新規就農者の育成、さらには農業に関心の高い企業や団体など意欲ある多様な担い手の育成に努めます。
- 担い手へ農地を集積、集約するほか、市民の農的体験活動の場や、環境保全、景観形成などの農業・農地の持つ多面的な機能が維持できるよう、地域性を考慮した農地の保全と活用を図ります。

Ⅱ 市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」の実現

- 大消費地を抱える都市農業の優位性を活かし、市民ニーズに即応した農産物の生産や流通、販売の確保、食関連企業との連携による加工品開発などを進めることにより農業経営の安定強化を図ります。
- より新鮮・安全・安心な農産物の供給による市民との高い信頼関係づくりに努め、市民との協働による持続可能な地域農業の振興を図ります。

Ⅲ 市民の農ある暮らしにつながる「さっぽろ農業」の実現

- 市民の農業への理解や関心を高めるため、市民と農業者との交流や相互に情報交換できる機会の確保に努めます。
- 市民が農業を身近に感じられるよう、地域の農業・農地の持つ多面的な機能や風土特性などを活かし、豊かな農ある暮らしを実現するため、様々な農的活動の機会の提供やそれらをサポートする人材の確保に努めます。

2 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」の実現に向けた取り組み

「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」は、概ね10年後を見据え、前計画と同様に、地産地消を基本とした持続的農業の推進や都市農業に対する市民意識の向上の観点を踏まえつつ、担い手への支援や新規就農者の育成、確保に加え、企業や市民の農業参入など多様な担い手の確保や、女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくりを促進することにより生産現場の喫緊の課題に積極的に対応するとともに、農地のもつ多面的な機能を最大限に発揮できるよう、地域の実状に応じた農地の保全と活用を重要な視点として、さっぽろの農業を持続的に発展させていきます。

「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」実現に向けた施策の展開

取組の指針	主 な 施 策
多様な農業の担い手の育成・確保	○中核的な担い手のさらなる経営の安定強化 ○小規模経営農業者の持続的営農の確保 ○新規就農者の育成・確保 ○多様な担い手の農業参入の促進 ○女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくり
農地の保全と活用	○農地の利用集積、集約の促進 ○遊休農地の利活用の促進 ○市街化区域内及び周辺農地の活用
農業経営の安定強化 (生産力と販売の強化)	○特色ある農産物の生産振興 ○安全・安心向上の取り組みや環境保全型農業の推進 ○地産地消による流通拡大支援
地区ごとの農業の個性を生かした 多様な取組の推進	○地域の特性を生かした農業の推進
市民の農業に対する理解促進	○市民の農的体験活動の推進 ○市民と農業者の交流機会の創出 ○農業者、関係機関、消費者の相互理解の促進

3 主な施策や制度について

(1) 多様な農業の担い手の育成・確保

① 地域計画（人・農地プラン）

農政課 Tel. 211-2406

地域における農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域について協議する場を設け、その結果を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」（人・農地プラン）の策定に向けた検討を行います。

② 農業担い手育成・支援事業

農政課 Tel. 211-2406、農業支援センター Tel. 787-2220

札幌の農業を支える担い手に対し、各種補助制度や研修機会等の活用を通じて経営の改善を図り、生産環境を維持します。

- 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、経営開始資金）・・・P25、26
- 札幌市新規就農支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30

③ 認定・登録制度

中核農家登録制度		農政課 Tel. 211-2406
経営に意欲的な農業者を中核農家として登録し、種々の事業を優先的に実施して、地域農業の担い手を育成するために創設した札幌市独自の制度です。申請書を提出していただき、札幌市から登録を受けた農業者を「 中核農家 」と言います。		
対象者	・札幌市内において農業を営み、又は営もうとする個人又は農地所有適格法人 ・農業経営に意欲を持ち、経営改善に積極的な農家で地域農業の担い手となることが期待できる者	
主な支援	・「利用権設定等促進事業」を活用した農地の借り入れ（P16） 農地を借りる際に、市が仲立ちする利用権設定等促進事業を活用できます。 ・借り手奨励金の交付 条件により「農地流動化奨励金」（P24）が受けられます。	

認定新規就農者制度		農業支援センター Tel. 787-2220
農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」を札幌市に提出し、その計画の認定を受けた者を「認定新規就農者」と言います。		
対象者	札幌市内において新たに農業経営を営もうとする青年（※）等 ※・青年（原則18歳以上45歳未満。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は50歳未満。）、知識・技術を有する者（65歳未満）、またこれらの者であって農業に従事する者が役員の過半を占める法人。 ・農業経営を開始してから5年以内の者を含みますが、認定農業者は除く。	
要件	・青年等就農計画が札幌市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らし適切なものであること ・青年等就農計画が確実に達成される見込みであること ※ 基本構想の経営目標水準： 1) 青年等就農計画の目標年（経営開始後5年後）の農業所得が、主たる従事者1人当たり、概ね240万円となること（農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者に限る） 2) 青年等就農計画の目標年（経営開始後5年後）の年間労働時間が主たる従事者1人当たり、1,800～2,000時間程度となることなど	
主な支援	・新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、経営開始資金）（P25、26） 機械・施設の導入等に係る経費を対象とした補助金や、就農直後の経営確立に資する資金の交付を受けることができます。 ・青年等就農資金の借入（P33） 経営改善資金計画書等の審査の結果により、無利子の融資が受けられます。 ・「利用権設定等促進事業」を活用した農地の借り入れ（P16） 農地を借りる際に、市が仲立ちする利用権設定等促進事業を活用できます。 ・借り手奨励金の交付 条件により「農地流動化奨励金」（P24）が受けられます。	

認定農業者制度		農政課 Tel. 211-2406
農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（５年後の経営目標）を札幌市に提出し、その計画の認定を受けた農業者を「 認定農業者 」と言います。		
対象者	札幌市内において農業経営を営み、又は営もうとする個人又は法人	
要件	・ 農業経営改善計画が札幌市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らし適切なものであること ・ 農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること ・ 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること ※基本構想の経営目標水準： 1) 経営改善計画の目標年（５年後）の農業所得が、主たる従事者１人当たり、概ね480万円となること 2) 経営改善計画の目標年（５年後）の年間労働時間が主たる従事者１人当たり、1,800～2,000時間程度となることなど	
主な支援	・ 経営の改善・安定に必要な資金の確保、機械・施設の導入、規模の拡大などを支援します。（P 27～29、P 32～35） ・ 「利用権設定等促進事業」（P 16）を活用した農地の借り入れ 農地を借りる際に、市が仲立ちする利用権設定等促進事業を活用できます。 ・ 借り手奨励金の交付 条件により「農地流動化奨励金」（P 24）が受けられます。	

④ 農地所有適格法人

農業委員会担当課 Tel. 211-3636

農地法に基づき、農地や採草放牧地の所有権等を取得して農業経営を行うことができる法人であり、農業委員会では、農業経営の安定化や新たな農業の担い手を育成するため、農業経営の法人化をサポートしています。

農業とその関連事業が３か年で売上高の過半を占めること（「事業要件」という。）などの要件を満たす必要があります。

詳細は、農業委員会にご相談ください。

⑤ 市民農業講座「さっぽろ農学校（入門・専修コース）」

農政課 Tel. 211-2406

市民を対象に、農業に関する知識や栽培技術の習得を通じて、市民の農的活動の推進及び新たな農業の担い手と農業応援団の育成を目的とした市民農業講座「さっぽろ農学校」を開講しています。Uターン後継者など農家の子弟も受講することができます。

受講生の募集等については、さとらんどホームページ等でお知らせします。

コ ー ス	内 容
入門コース 市民農園や家庭菜園の利用を指向する市民を対象にさとらんど指定管理者が開催	令和5年度実績 受講生：年間受講生延べ963名（受講者数70名） 当日受付は実施なし 期 間：令和5年4月9日（日）～8月27日（日） 講 座：全18日間 講義36回
専修コース 市民を対象にした本格的な野菜等作物栽培や農業の知識を学べる講義、実習。 さとらんど指定管理者が開催 ※令和5年度より、開催者が農業支援センターからさとらんど指定管理者に変更 ※使用する圃場は、農業支援センター圃場を引き続き使用	令和5年度実績 受講生：26名 期 間：令和5年4月8日（土）～10月29日（土） 講 座：実習40回、講義22回、 計62回 実習ほ場：共同ほ場 36.6a 自主管理ほ場 18.6a（26区画×36㎡） ビニールハウス 3棟（各180㎡） 栽培品目：葉茎菜、果菜、根菜等

⑥ 札幌市農体験リーダー制度

農政課 Tel. 211-2406

札幌市では、市民に対し農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するとともに、そのような場面において活躍できる人材の育成に取り組んでいます。

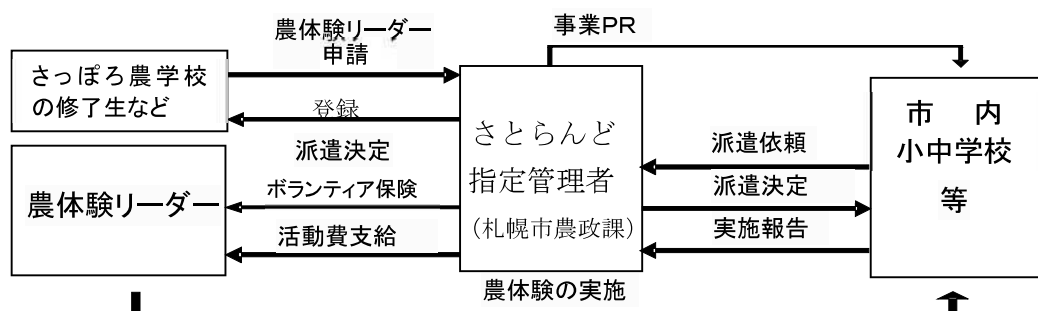
「札幌市農体験リーダー制度」は、一定の農業技術や知識を有した者を「農体験リーダー」として登録し、市内小中学校の農業に関する「総合的な学習の時間」やクラブ活動等に派遣し、農業体験の支援をする制度です。

登録の要件は、以下の3点をすべて満たした者です。

- ・ 市民農業講座「さっぽろ農学校」を修了した者、又は同等の知識技術を有すると市長が認めた者
- ・ 市民の農業体験等の機会に積極的に活動している者、又は活動しようとしている者
- ・ 指導者としてふさわしいと判断できる者

農体験リーダーの登録作業、派遣調整等はさとらんど指定管理者が行います。

農体験リーダーは、派遣先の依頼に基づき、野菜の栽培などの農業体験のデモンストラレーションや指導などを行います。



(2) 農地の保全と活用

① 農振制度と農用地区域

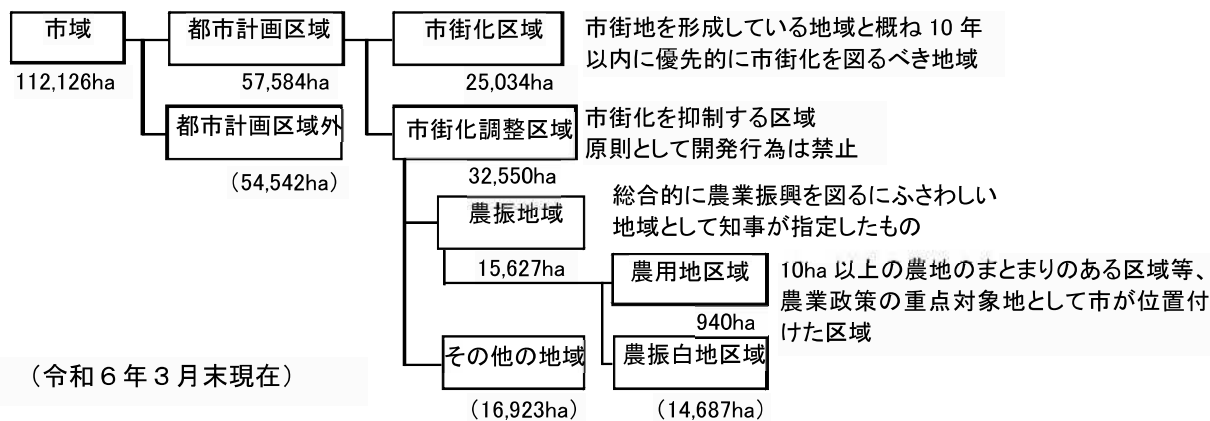
農政課 Tel. 211-2406

農振制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」(農振法)に基づき市町村が農業振興地域整備計画を立て、市街化調整区域における農業施策の展開方向とその対象農地を明らかにして、計画的に優良農地を保全し、農業振興を図るものです。

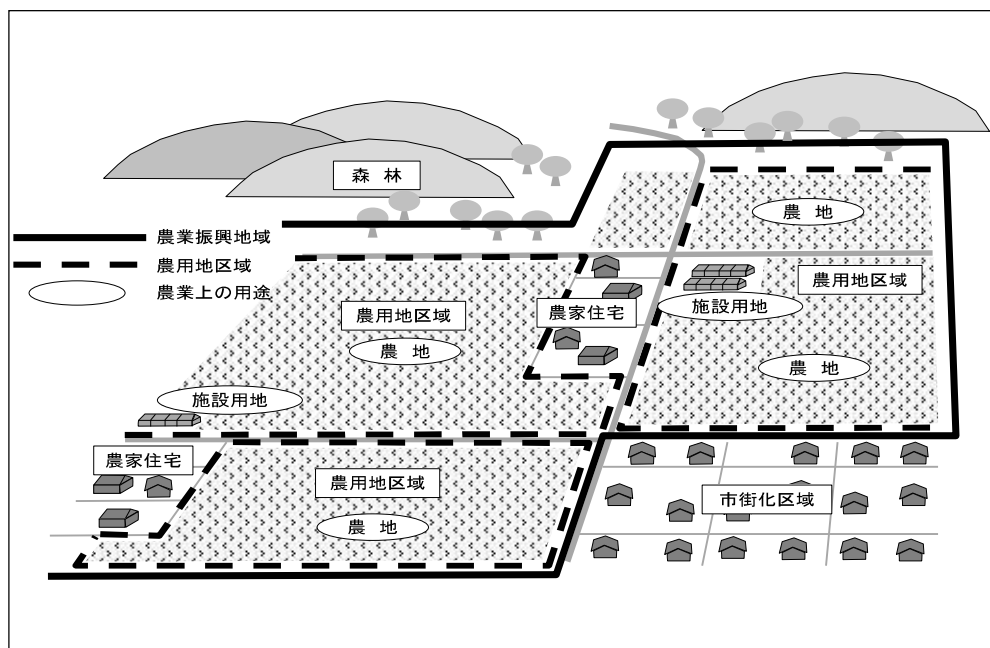
札幌市では、「札幌農業振興地域整備計画」を定めて制度を運用しています。

■区域区分

効率的な土地利用と都市整備を図るため、都市計画法により市街化区域と市街化調整区域に分けられています。さらに農振法により農振地域や農用地区域などに区分されます。



※()内の面積は参考値です。



■農用地区域とは

農用地区域は、市がおおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域です。また、農用地区域内にある土地の農業上の用途を区分して定めます。

農用地区域に含める土地	・ 集团的農用地（10ha以上） ・ 農業生産基盤整備事業の対象地 ・ 土地改良施設用地 ・ 農業用施設用地 ・ その他農業振興を図るため必要な土地
農用地区域に含まれない土地等	・ 地域整備に関する各法律の定める計画の用途に供される土地、公益性が特に高いと認められる事業の用に供される土地 ・ 前項以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすもの - ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと - イ 農用地区域内における「農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成」に支障を及ぼすおそれがないこと ※市が地域計画を策定するまでは要件に該当しない - ウ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと - エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと - オ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと - カ 農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること なお、農用地等を農用地区域から除外する場合は、農用地利用計画の変更手続きが必要となります。
優遇措置	・ 国や北海道のほか、市独自の補助事業を受けることができます。（札幌市農業経営安定強化事業P31、札幌市農地流動化奨励金制度P24など） ・ 税制上の優遇措置があります。（所得税、不動産取得税等の控除など）
開発行為の制限	・ 農用地区域内で宅地造成等土地の形質変更や建築物の新築等の開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

② 農地法の仕組み

農業委員会担当課 Tel. 211-3636

食料自給率の低いわが国において、農地は非常に大切なものであるため、将来に向かって優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正に農地を保全していかなければなりません。

農地法における許可制度は、優良な農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としており、その適切な実施により、農業政策の円滑な推進及び農地の乱開発や遊休化の防止などを図るものです。

■許可（届出）手続き

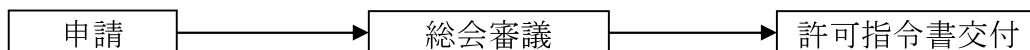
農地法	許可が必要な場合	申請者	許可・届出	申請・相談窓口
第3条	農地を農地として売買・貸借等をする場合	売主（貸主）と買主（借主）	許可	農業委員会
第3条の3	農地を相続等により取得した場合	土地取得者	届出	
第4条	農地を土地所有者自らが農地以外のものに転用する場合	土地所有者	・市街化調整区域内農地の場合は許可 ※下表「転用許可基準」参照	
第5条	農地を農地以外のものに転用する目的で売買・貸借等をする場合	売主（貸主）と買主（借主）	・市街化区域内農地の場合は届出	
第18条	農地の賃貸借の解約等をする場合	解約を申し出る者	許可 ※同条6項の規定によるものを除く	

■転用許可基準（市街化調整区域内農地）

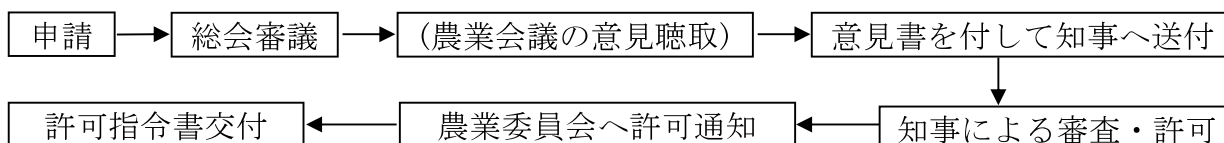
農地区分	条 件	許 可 基 準
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域に指定された区域内の農地	原則として不許可 ただし、農用地利用計画に適合する農業用施設を建設する場合等は許可
甲種農地	農業公共投資の対象となった農地（8年以内）や集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した農地	原則として不許可 ただし、公益性の高い事業の用に供する場合等は許可（第1種農地より限定されている）
第1種農地	農業公共投資の対象となった農地や集団農地（10ha以上）	原則として不許可 ただし、公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第2種農地	近い将来、市街地として発展する環境にある農地や農業公共投資の対象となっていない小集団（10ha未満）の農地	周辺の他の土地に立地することが困難な場合や公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第3種農地	都市的施設の整備された区域内の農地や市街地内の農地	原則として許可

■許可申請・届出手続きの流れ

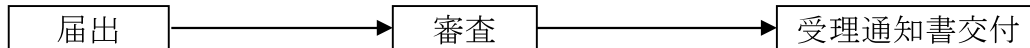
(a) 3条許可（農業委員会許可）



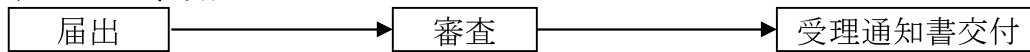
(b) 4・5条許可（知事許可）



(c) 3条の3届出



(d) 4・5条届出



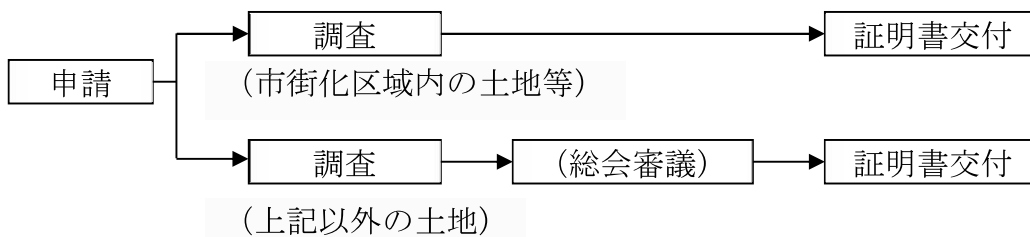
■農地の改良等

農地の生産性向上のために客土・農地改良等を行う際には、事前に届出が必要です。
また、内容によっては、一時転用許可が必要になる場合があります。

■現況証明書の交付

申請により、その土地の現況が農地であるか非農地であるかを証明するもので、主に地目変更登記をする際の資料として使われています。

- ・申請手数料 1筆2,100円
- ・添付書類 登記事項証明書（全部事項証明書）、土地の位置図、地積測量図等
- ・交付までの流れ



※ 申請地が違反転用地等の場合は、証明書を交付しないことがあります。

■農地法の違反

農業委員会では、農地の無断転用等を未然に防止するため、地域における農地パトロールや農地転用許可制度等の広報活動を実施しています。

許可を受けずに転用した場合は、農地法に違反することになり、北海道知事による工事の中止や原状回復等の勧告・命令がなされる場合があります。

また、3年以下の懲役や300万円（法人は1億円）以下の罰金といった罰則の規定もあります。

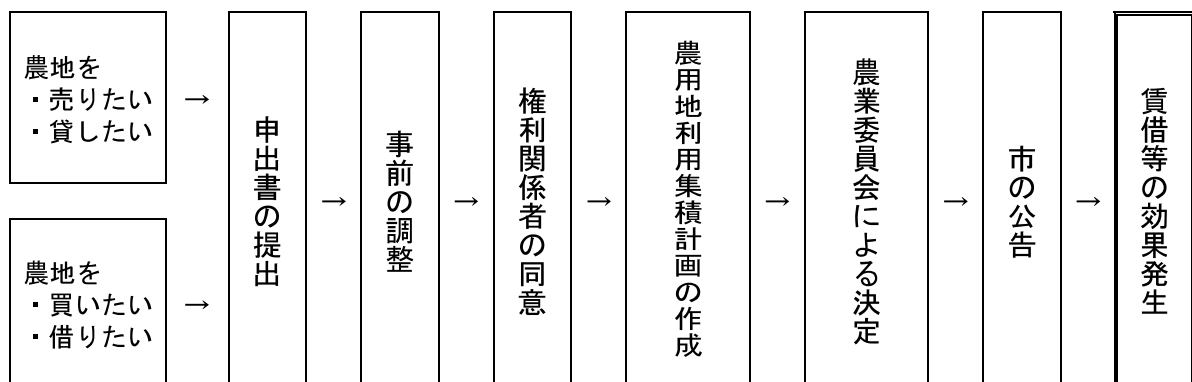
■利用状況調査と利用意向調査

農業委員会では、遊休農地の把握と発生の防止等のために、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力して、農地法に基づいた利用状況調査を実施しています。
利用状況調査で把握した遊休農地の所有者等に対して、農地の利用意向調査を実施し、遊休農地の有効活用に努めています。

③ 農地の活用事業

(a) 利用権設定等促進事業		農業委員会担当課 Tel. 211-3636
利用権設定等促進事業は、規模拡大を希望する農家への農地の利用集積を促進するため、市が仲立ちし、農地法の規定による許可手続き等に比べて、農地の権利設定・移動を行いやすくする制度です。 農業経営基盤強化促進法の一部改正により、「地域計画」策定後は農地中間管理事業に統合されます。		
対象となる土地	市街化調整区域にある農地	
権 利 の 種 類	利用権（賃借権、使用貸借権等）及び所有権	
貸 借 の 期 間	原則として3年以上	
賃 借 料	賃借料情報を参考に双方の話し合いで決めます。	
借り手の要件	・中核農家、認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人等であること ・農地の全てを効率的に利用すること ・周辺の農地利用に支障がないこと ・借り手が農作業に常時従事すること	
買い手の要件	・認定農業者（法人の場合は認定農業者かつ農地所有適格法人）であること ・農地の全てを効率的に利用すること ・周辺の農地利用に支障がないこと ・買い手が農作業に常時従事すること ※ 資産保有目的の取得は認められません。	
注 意 事 項	経営移譲年金や相続税・贈与税の納税猶予の特例措置に影響がある場合がありますので、ご相談ください。	
農地法第3条との相違点	・市が権利関係の調整・仲立ちをするので安心して手続きできます。 ・農地法の許可は不要です。 ・貸借期限満了後は、自動的に貸し手に農地が返還されます。また、再設定も簡単です。 ・耕作権がつかないため、離作料は不要です。 ・市による所有権移転の嘱託登記や税制面・資金面等での優遇措置があります。 ・農用地区域内の農地の新規の賃借については、貸し手と借り手双方が「農地流動化奨励金」（P24）の交付対象となる場合があります。	

【手続きの流れ】



(b) 農地中間管理事業

農政課 Tel. 211-2406

農地中間管理事業の推進に関する法律により、都道府県ごとに農地中間管理機構を指定すること及び事業を推進するための措置等が定められ、北海道においては公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構に指定されています。

農地中間管理機構は、農地の貸借における中間的受け皿となる組織で、農地を貸したい方から農地を借受けし、借りたい方にまとめて貸付けます。

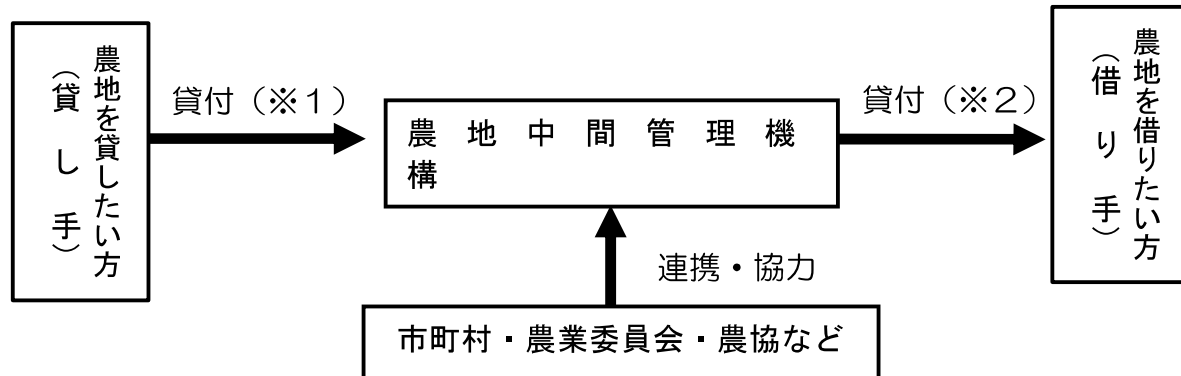
札幌市は、農地中間管理機構に協力し、農地中間管理事業の一部（相談等の窓口業務や貸し手・借り手との調整等）を実施しています。

農地を
貸したい方

- ・農用地等の貸付・借受希望は随時受付けています。
 - ・借受には機構による現地確認調査があり、機構が借受けできない場合もあります。
 - ・機構にまとめた農地を貸付けた地域、離農又は経営転換する農業者等に対して、機構集積協力金を交付します。
- ※交付には諸条件がありますので、お問い合わせください。

農地を
借りたい方

- ・認定農業者、札幌市中核農家、認定新規就農者等
- ・借り手の募集は公募により行っていましたが、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和4年度末までの手続き分で終了しました。
- ・改正後は、市が策定する予定の地域計画に基づき貸付を行います。ただし、期間の途中で借りる人が変わる場合は、農用地利用集積等促進計画に基づき貸付を行います。



※1 貸し手から機構への貸付は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により行います。

※2 機構から借り手への貸付は、農用地利用集積計画または農用地利用集積等促進計画により行います。

(c) 民営市民農園整備補助事業

農政課 Tel. 211-2406

農地の保全・有効利用と、市民のレクリエーションや健康増進の場の提供のため、市民農園整備促進法（※）に基づく市民農園の開設を支援し、施設整備に要する費用の一部補助や市民へのPRなどを行っています。

※市民農園整備促進法：健康でゆとりある国民生活の確保や良好な都市環境形成などを目的に、優良な市民農園の整備促進や管理運営のための各種措置を定めた法律です。

【開設方式】

市民農園整備促進法に基づき、以下の方式による市民農園の開設を推進しています。

特定農地貸付方式	農園利用方式
農地を所有していない方が市民農園の開設者となって、利用者から賃貸借料を徴収し、営利目的以外の目的で農作物の栽培の用に供される農園です。特定農地貸付方式により開設する場合は、適正かつ円滑な運営及び安定・継続的な実施の見込みについて「特定農地貸付審査会」により審査を行います。	農地を所有する方が市民農園の開設者となって、利用者から利用料を徴収し、営利目的以外の目的で農作業の用に供される農園です。

開設者	農地所有者（農家）、企業、NPO法人など
補助対象経費	- 市民農園の必要な施設の整備費（給水施設、駐車場、トイレ、看板等） 「利用のしおり」や「栽培の手引き」などの配布物の印刷費など
補助率	・上記補助対象経費の1/2以内（限度額50万円）
開設要件	- 市街化調整区域内で、立地条件、自然条件など利用者が見込まれる環境又は周辺地域に支障を及ぼさないことなどを札幌市が認めた農地 - 乗用車の通行に支障のない公道に接している - 排水、日照、土壌などが良く、農作物の栽培に適している - おおむね5,000㎡（50a、約5反）以上の農園面積（ほ場部分）を確保 - 給水施設、駐車場、農具庫、トイレ、休憩施設などを設置 - 農園の巡回、栽培指導、清掃、ほ場整備などの維持管理 - 開設期間は5年以上 - 特定農地貸付方式の場合は、札幌市が定めた「貸付規程」「貸付協定」「賃貸借契約書」に基づく合意・締結など
利用者の募集等	- 札幌市のホームページに利用者募集の記事を掲載するなど、広く市民にPRを行います。 - 札幌市と札幌市農協は、受付、更新事務をお手伝いいたします。 - 駐車場、農具庫などの附帯施設に供する農地は、農地法に基づく転用許可があったものとみなされるため、農地法の転用許可手続きは不要です。
開設状況 (令和6年3月末現在)	23カ所（2,974区画） 【北区3カ所、東区2カ所、白石区3カ所、厚別区1カ所、清田区4カ所、南区4カ所、西区1カ所、手稲区5カ所】

(3) 農業経営の安定強化

① 土壌診断

農業支援センター Tel. 787-2220

札幌市内の農業者を対象に、畑の土壌の化学性(栄養の過不足や保肥力の大小等)を分析し、作物別に適切な施肥設計を行う土壌診断を実施しています。診断希望の方は、事前に申し込みが必要です。

なお、受付から診断表の作成までには、通常2～3週間程度かかります。

利用対象	札幌市内の農業者
分析料金	1,500 円／1 検体
診断項目	・土壌分析結果(一般項目) pH、EC、有効態リン酸、石灰、苦土、加里、ナトリウム、石灰苦土比、苦土加里比、塩基飽和度、塩基置換容量 ・施肥設計案
申込先	市農協組合員・・・札幌市農業協同組合経済部営農販売課(782-8130) その他の生産者・・・札幌市農業支援センター(787-2220)

② さっぽろとれたてっこ制度

農業支援センター Tel. 787-2220

ア さっぽろとれたてっこ制度とは

さっぽろとれたてっこ制度は、札幌の農業者が生産する農産物を対象とした産地表示制度で、地域ブランドを目指すものです。

‘さっぽろとれたてっこ’のマーク(右図)(以下、「マーク」といいます。)の表示を行い、札幌の農産物を広く消費者に知っていただき、販売を促進することで、地産地消の拡大につなげます。

また、‘さっぽろとれたてっこ’の生産者は、※環境に配慮し、安全・安心の向上に努めます。

※取組目標:「3ヵ年以内毎の土壌診断」と「生産履歴に基づく、施肥管理と防除管理」



イ さっぽろとれたてっこ制度の実施主体

札幌市農業振興協議会(以下、「協議会」といいます。)が運営します。(P37の「札幌市農業振興協議会」参照。)

※協議会の構成団体・・・札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、北海道石狩振興局石狩農業改良普及センター、公益社団法人札幌消費者協会、札幌市経済観光局農政部

ウ さっぽろとれたてっこ制度の仕組み

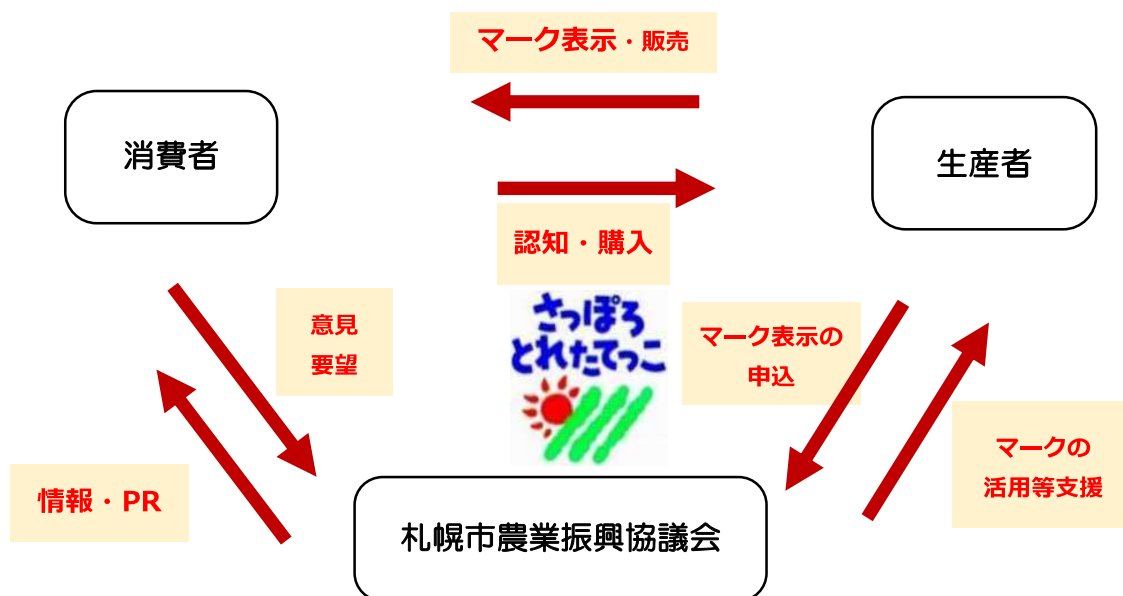
- ・札幌市内の生産者もしくは札幌市内で農産物を生産している生産者が、申込みにより、マークを表示できます。
- ・協議会は、生産者からのマークの表示申込書について、内容を確認し、受理します。
- ・表示の有効期限は、届出を行った日から直近の3月31日までとしており、引き続き表示を行いたい生産者は、更新の手続きを行う必要があります。

エ さっぽろとれたてっこ制度の評価・改善

制度の運用状況进行评估し、取組みを改善していくために、さっぽろとれたてっ

こ推進委員会を設置します。

さっぽろとれたてっこ制度の仕組み



③ 環境保全型農業の推進

農業支援センター Tel. 787-2220

土づくりを基本に、化学肥料低減栽培技術による、持続性の高い農業生産を实践する生産者の育成・拡大を図ります。

また、公共事業で発生する有機資源の農業利用を図り、環境保全型農業を推進します。

環境保全型農業推進事業	
公共事業発生泥炭土・枝葉草堆肥の活用	公共工事で発生した泥炭土および家庭ごみの枝・葉・草を原料とした堆肥を農地に施用することにより、土壌改良を図ります。
環境保全型農業直接支払交付金（P29）	農業者団体が一定の要件を満たす取組みを行った場合、交付金による支援をしています。

④ 畜産の振興

農業支援センター Tel. 787-2220

■畜産の振興に関する事業

- ・共進会等への助成

市内生産者及び関係団体が参加する各種共進会や、名称に市の名前を冠した競馬競走等に対し市長賞を贈呈し、畜産の振興活動を推進しています。

■家畜防疫事業

- ・検査・巡回指導等

日本の周辺諸国においては、アフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が発生し、国内でも高病原性鳥インフルエンザや豚熱が多発していることから、畜産農家の日常の家畜飼養における伝染病防疫対策の重要性がますます高まっています。

このため、北海道石狩家畜保健衛生所と連携して、家畜伝染病予防法に基づく検査のほか、巡回指導等の連絡調整や立入同行を行い、農場の防疫体制の確認や各種伝染病の感染状況等を把握するとともに、衛生管理意識のさらなる普及啓発を図っています。

・家畜伝染病発生時の防疫業務

高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の特定家畜伝染病の発生時には、伝染病の蔓延を防止するため、近隣の市町村及び関係団体と連携して、道の実施する患畜の殺処分や消毒ポイントの設置などの防疫措置を協力して実施します。

・札幌市家畜防疫組合に対する補助事業

畜産生産者、農協、診療獣医師により組織している札幌市家畜防疫組合が実施する各種予防接種、病性鑑定、衛生管理意識の普及啓発活動、牛のサルモネラ症対策及び衛生資材の配布等の家畜自衛防疫事業に対し、補助を行っています。

また、札幌市家畜防疫組合の事務局を農業支援センターに置き、家畜自衛防疫事業の円滑な推進を図っています。

■畜舎環境改善の推進事業

・畜舎衛生対策事業

畜舎等を発生源とする悪臭やハエ等の苦情は、畜舎の市街化区域外への移転や廃業により減少傾向にあります。

また、家畜排せつ物による水質や土壌などの環境汚染が問題となったことから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、「家畜排せつ物管理基準」を守ることが定められています。

札幌市では、道（石狩振興局）との連携のもと、堆肥の適正な管理や利用について、畜産農家への指導・助言を行っています。

⑤ 鳥獣被害防止対策事業

農業支援センター Tel. 787-2220

近年、アライグマやエゾシカなどの有害鳥獣の生息数増加や生息エリア拡大により、市内の農作物被害額が急増しており、札幌市では、「札幌市鳥獣被害防止計画」に基づき、当該計画で定める対象鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）による農業被害の低減に向け、農地への電気柵等設置の補助や捕獲されたアライグマの処分などの対策を実施しています。

■札幌市鳥獣被害防止対策事業（補助制度）・・・・・・・・・・・・・・・・ p 35

令和5年度から新たに札幌市鳥獣被害防止対策事業として補助制度を定め、電気柵の新設等、対象鳥獣対策として有効なものに対し補助を実施しています。

■捕獲したアライグマ等の処理事業（委託事業）

農業被害防止のため捕獲されたアライグマを適正に処理することにより、農業被害の低減を図ります。

■関係団体との共同事業

札幌市農業振興協議会鳥獣対策専門部会の事業として、協議会員に対する対象鳥

獣捕獲用の罟等の貸出や国の補助金を活用した鳥獣被害防止対策事業を実施しています。

(4) 地区ごとの農業の個性を生かした多様な取組の推進

① 農業交流関連施設認定制度

農政課 Tel. 211-2406

販路確保や6次産業化の推進と、都市と農業の共存及び交流促進のため、農畜産物直売所等の計画を農業交流関連施設として認定することで、都市計画法に規定された市街化調整区域における立地が認められる制度です。

農業交流関連施設として市の認定を受けた後、各種法令に基づき、開発行為申請（建築許可申請）→許可→建築確認の手続きが完了すると建築することができます。

認 定 基 準	
事業主体	・事業者は、札幌市市街化調整区域内で、耕作又は養畜の事業を自ら行う農業者及び法人又は市内で農地を賃貸借している法人、農業者が組織する任意団体であり、自らが耕作する農地等の面積の総計が30a以上であり、かつ、申請年度の直近2か年の各年の農畜産物販売金額が50万円以上の方に限られます。
施設の条件	・申請者が自ら耕作する農地と一体であることが条件ですが、農地が進入路のみで公道に接している場合は、公道沿いの近接する土地に建築することも可能です。
施設の用途	①農畜産物の販売等の用に供する施設（自らが生産する農畜産物等又は自ら生産する農畜産物等加工品の割合が量的又は金銭的に5割以上占めるものの販売、自らが生産する農畜産物又は当該農畜産物及び本市域内において生産される農畜産物を原料・材料として量的又は金銭的に5割以上使用する加工品の製造・加工及び自ら生産する農畜産物等又は自ら生産する農畜産物等加工品を材料として量的又は金銭的に5割以上使用して調理されるものの提供） ②農業体験等の用に供する施設（自ら生産する農畜産物等の栽培に係る作業体験又は自ら生産する農畜産物等を用いた加工体験の提供） ③上記に付帯し又は別に定める市民農園に必要となるトイレ、物置、休憩所
施設の規模	・1事業者が建築できる施設は、農業交流関連施設全ての合計延床面積300㎡以下です。また、建築物の高さは、2階建て以下かつ10m以下とします。
注意事項	申請内容により、食品衛生法の届出や許可が必要になります。
開設状況 (令和6年 3月末現在)	15カ所 【北区2カ所、東区1カ所、清田区4カ所、南区6カ所、西区2カ所】

森林経営管理法の施行及び森林環境譲与税の創設を契機に、里山の特性を活かした、森林と農地の一体的な保全・活用策を検討、実施し、地域主体による里山の活性化を図ります。

札幌市里山魅力アップ支援事業（補助制度）		農政課 Tel.211-2406
森林と農地という里山ならではの資源を活用し、「自然と人の共生」、「景観保全」及び「街と里山のつながり」をキーワードとした地域の魅力や価値の向上につながる地域主体の取組を支援するため、地域の農林業者や住民等を相互につなぎ、活動をサポートする中間支援団体の取組を応援します。		
支援テーマ	●農林業の振興 ●地域コミュニティの醸成 ●子どもの自然体験・学習	
事業要件	事業の目的やテーマに沿った持続可能な中間支援活動で、町内会を通じて地域との情報共有・意見交換を行い、地域内外の企業や個人が参加できる体制をとること	
対象者	札幌市内で中間支援活動の実績がある法人又は任意の団体	
補助金額	上限 200 万円（予算の範囲内）	
・ 中間支援団体に 3 年計画を提案してもらい、審査委員会で審査します。 ・ 選ばれた団体は、いろいろな人と連携しながら、地域の魅力と価値の向上に取り組めます。 ・ 補助金の事業期間は 1 年ですが、審査委員会で認められた場合は、翌年度・翌々年度も補助金を受けることが可能です。（最大 3 年間の補助事業）		

（５）市民の農業に対する理解促進

① 札幌市農業体験交流施設（さとらんど）での取り組み

農政課 Tel. 211-2406

- ・ 市民の農的活動を促すための学習や研修のほか、地域の食文化を学ぶ機会を提供します。
- ・ 「札幌市農業体験交流施設（さとらんど）」を拠点として、農業体験や農業者との交流など、市民の農業を理解する機会を増やします。
- ・ イベントなどの催しを通じて、札幌市の農業や食への関心を高める取組を進めます。